**★お知らせ★**令和５年１０月５日

サウンディング型市場調査実施要領

**中山間地域における地域生活交通の維持・確保**に向けて

**民間事業者の皆様との「意見交換」を実施**します！

**【調査の名称】**

　地域生活交通の維持・確保に向けての意見交換（サウンディング型市場調査）

**（１）市場調査の背景**

　　本市では、人口やバス利用者の減少を理由として、中山間地域を中心に民間バス路線の縮小（減便や廃止）が進んでいます。そのため、本市では、バス路線の一部を乗合タクシーに振り返るバス代替タクシーや予約で運行するオンデマンド交通を導入してきました。

　　地域のまちづくり協議会などが公共交通空白地帯を運行する共助交通は、市内７地域で運行されており、地域の生活交通として重要な位置付けとなっていますが、共助交通を運行するまちづくり協議会においては、担い手の高齢化や運行管理の厳粛化などにより、その運営が困難になっており対策が必要な状況です。

　　さらに、令和６年３月末をもって青谷地域を運行していた民間バス路線の廃止が決まったため、代替交通の検討及び確保を早急に行う必要があります。

**（２）市場調査の目的**

①共助交通の維持・確保について

　　地域（特に中山間地域）における生活交通を将来にわたって安定して維持・確保していくためには、地域住民（まちづくり協議会）だけでの取り組み（共助交通）では限界があり、民間事業者の優れた技術やノウハウを生かすことが重要と考えています。

②青谷地域における路線バスの代替交通について

　　青谷地域においては、長年にわたってバス路線の維持してきたバス事業者が完全撤退することから、路線バスとは異なる形態で交通手段を検討する必要があります。地域の実情をふまえると、公共交通利用者の大幅な増加は困難であり、持続可能な代替交通の導入に向けて効率的な手法を検討する必要があると考えています。

　　地域生活交通を取り巻く環境は年々厳しくなっており、①及び②について、早急に実践的で効果的な民間手法の導入に向けて、事業者と直接意見交換（対話）し、令和６年度以降の施策に反映することをめざしています。

**【市場調査の流れ】**

**「対話」結果の公表**

・調査結果の概要の公表

・「対話」で把握した課題や可能性等を

ふまえて対象案件の事業化に向けて検討

**対話の実施**

民間事業者の

皆様と対話

**調査の公表**

対象案件の情報や

対話したい内容を

提示

**■対話の実施** （アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に行います。）

　（１）日時・場所

令和５年１０月１０日～１１月１５日（30～60分程度…申込み後、個別に調整）

鳥取市役所内会議室またはオンライン会議

　（２）対象者

　　　対象案件の実施主体となり得る能力・体制を有する法人もしくは法人のグループ

　　　（対象案件が事業化される際に参加意向を有する者）

**■対話参加の申込み**（事前申込制）

　　エントリーシートに必要事項を記入し、11月10日までに申込み先へご提出ください。

　　（エントリーシートの各項目の内容が分かれば様式は問いません。）

＜申込み・問い合わせ先＞　鳥取市都市整備部　交通政策課　電話：0857-20-8326

　　　　　　　　　　　　　Ｅメール：kotsuseisaku@city.tottori.lg.jp

Ⅰ―１　本市における生活路線維持に向けた取組状況（共助交通関係）

【鳥取市交通空白地有償運送者支援事業】

　　交通空白地対策や公共交通を補完するものとして、ＮＰＯ法人等が行う｢交通空白地有償運送」を推進するために鳥取市交通空白地有償運送者支援事業費補助金制度を設け、地域住民の生活交通を確保しています。

　　・補助対象者　　交通空白地有償運送を実施するＮＰＯ法人など

　　・運行区域　　　交通空白地域、バス等の便数が極端に少ない区域など

　　・補　助　額　　運行事業：営業費用から営業収益を差し引いた額（補助率10/10）

　　　　　　　　　　車両等設備整備事業：車両など事業実施にあたっての初期投資等の経費

（補助率10/10　上限450万円）

○ふるさとバス

　　平成21年２月から大郷・御熊・内海中地区住民の生活交通を確保するため、特定非営利活動法人ＯＭＵが運行

・運行区間　　①末恒地区　－　湖山　　　②御熊　－　内海中　－　白兎　－　小沢見

・運 行 日　　①木・金（祝日運休）　　　②火～土（祝日運休）

・運行回数　　①１日２便 　　　　　　　　②予約

・運　　賃　　①200円（湖山町400円）（小学生、障がい者等半額、幼児無料）

　　　　　　　　　②100円（小学生、障がい者等半額、幼児無料）

○福部循環バス

　　平成20年４月から福部地域の生活交通確保のため、鳥取市社会福祉協議会が運行

　　・運行区間　　福部地域

　　・運 行 日　　平日（土・日、祝日、８月13日～15日、12月29日～１月３日は運休）

　　・運行回数　　１日８回循環（福部未来学園の休校期間は５回循環）

　　・運　　賃　　200円（幼児、小学生、パスカード提示高齢者（70歳以上）、障がい者100円）

○大和ふれあいタクシー

　　平成31年３月に路線バス横枕線が廃止されたことに伴い、平成31年４月から大和地区住民の生活交通を確保するため、大和地区まちづくり協議会が運行

・運行区間　　大和地区

・運 行 日　　毎日（８月13日～８月15日と12月29日～１月３日は運休）

　　・運　　賃　　200円（小中学生の通学利用路線バスとの乗継100円）

〇いきいき国英コミュニティバス

　　令和３年４月から交通空白地域の国英地区において住民の生活交通を確保するため、いきいき国英ふるさとづくり協議会が運行

　　・運行区間　　国英地区

　　・運 行 日　　毎日（12月29日～１月３日は運休）

　　・運　　賃　　200円（小学生、障がい者等半額、幼児無料）

○さじ未来号

　　令和３年10月から佐治地域の生活交通確保のため、NPO法人さじ未来が運行

　　・運行区間　　佐治地域

　　・運 行 日　　平日（土・日、祝日、12月28日～１月３日は運休）

　　・運　　賃　　200円（小学生、障がい者等半額、幼児無料）

○さんき楽楽バス

　　令和４年３月に鳥取市自家用有償バス「南部支線」が廃止されたことに伴い、令和４年４月から河原町散岐地区住民の生活交通を確保するため、ふるさと散岐地域づくり協議会が運行

　　・運行区間　　河原町散岐地区

　　・運 行 日　　平日（土・日、祝日、12月29日～１月３日は運休）

　　・運　　賃　　200円（小学生、障がい者等半額、幼児無料）

○いきいき社バス

　　令和４年３月に鳥取市自家用有償バス「南部支線」が廃止されたことに伴い、令和４年４月から用瀬地域住民の生活交通を確保するため、いきいき社まちづくり協議会が運行

　　・運行区間　　用瀬地域

　　・運 行 日　　月～土（日、祝日、12月29日～１月３日は運休）

　　・運　　賃　　200円（小学生、社地区公民館利用者、障がい者等半額、幼児無料）

Ⅰ―２　本市における生活路線維持に向けた取組状況（青谷地域関係）

○既存の路線バスについて（令和６年３月末廃止予定）

　　・運行事業者　日ノ丸自動車株式会社

　　・路線名　　　日置線、勝部線（長和瀬線含む）

　　・その他　　　運行便数、運賃等は、日ノ丸自動車ウェブサイトを参照

○代替交通の方針（現時点の想定）

　　・鳥取市自家用有償バス条例に基づく運行を想定

　　・朝夕は、小・中学生の通学手段を確保するためマイクロバスを運行（主に現在のバス路線）

　　・日中は、ニーズに応じてワゴン車を運行

　　・車両（マイクロバス２台、ワンボックスカー１台）は市が所有し、事業者へ貸出

　　・運行ダイヤは調整中（JRとの接続等を考慮）

　　・令和６年４月から運行開始

Ⅱ　対話内容（当日の意見交換において、お聞きしたいと考えている事項です。）

　　主に以下の項目について、ご回答いただける範囲（一部の項目でも構いません）で、ご意見・ご提案をお聞かせください。（事業者自らが事業に関わることを前提に対話を行います。）

**【対話のテーマについて】**

**１　共助交通の維持・確保について**

　　①　共助交通の事業主体となっているまちづくり協議会等が抱える課題への対応

　　　・運転手の確保

　　　・運行管理体制の維持・構築

　　　・予約や配車の効率化　など

　　②　持続可能な共助交通に向けた方策

　　　・事業主体となる事務局へのサポート

　　　・効率的な運行の仕組みづくり　など

**２　青谷地域における路線バスの代替交通について**

　　　・運行にあたっての条件及び課題、リスク

　　　・地元事業者による運行（乗務員の確保）の可否

　　　・より効率的な運行計画、手法

　　　・共助交通の可能性　など

　３　その他

　　　・中山間地域における生活交通の維持に関する具体的な施策

Ⅲ　留意事項　　※必ずご確認の上、お申込みください。

　１　参加の扱い

　　　本市場調査への参加実績は、事業者選定における評価の対象とはなりません。

　２　費用負担

　　　本市場調査（対話）への参加に要する費用は、参加事業者等の負担とします。

　３　追加協力のお願い

　　　後日、再度対話や文書照会をお願いすることがあります。

　４　実施結果の公表

　　　市場調査（対話）の実施結果については、事前に参加者に内容の確認・了解を得た後、概要を市ウェブサイトで公表します。（参加者の名称は、非公表とします。）

　５　参加除外要件

　　　参加申込み受付期間において、次の要件に該当している場合は、本市場調査（対話）に参加することができません。

　　（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

　　（２）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者。

　　（３）鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者。

　　（４）鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けている者又は保留期間中の者。

**【事務局・お問い合わせ先】**

|  |  |
| --- | --- |
| 担当 | 鳥取市都市整備部交通政策課 |
| 住所 | 鳥取市幸町７１番地 |
| 電話/FAX | TEL 0857-30-8326　FAX 0857-20-3953 |
| Eメール | kotsuseisaku@city.tottori.lg.jp |

（様式）

エントリーシート

（地域生活交通の維持・確保に向けての意見交換（サウンディング型市場調査））

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 団体（事業者）名 |  |
| 代表者名 |  |
| 所在地（住所） |  |
| グル―プの場合の構成事業者名 |  |
| 意見交換の担当者 | 氏名 |  | 所属 |  |
| E-mail |  |
| Tel |  |
| ２ | 対話するテーマに〇をしてください（両方も可）①共助交通の維持・確保について②青谷地域における路線バスの代替交通について意見交換・提案する内容について概略を記述してください。 |
| ３ | 意見交換を希望する日時を記入してください。 |
| 　月　日（　）午前・午後 |
| 　月　日（　）午前・午後 |
| 　月　日（　）午後・午後 |
| ４ | 意見交換参加予定者氏名 | 所属法人名・部署・役職 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

* + 意見交換の実施時間は、1グループにつき30～60分程度とします。
	+ エントリーシート受領後、調整の上、実施日時及び場所をＥメールにて連絡します。
	+ 意見交換に出席する人数は、１グループにつき5名以内としてください。
	+ 市場調査実施要綱に定める参加除外要件に該当する方は参加できません。